

## アイベックス・サポート・クラブ利用規約

アイベックス・サポート・クラブ利用規約（以下、「本規約」といいます）は、株式会社日本デジタル研究所（以下、「弊社」といいます）が提供する JDL IBEX 給与 II（以下「本製品」といいます）のサポートサービスと保守サービスに関する特典を利用するための利用条件及び弊社と特典の利用を希望するお客様との間の権利義務に関する関係が定められており、弊社と特典の利用を希望するお客様との間に締結される契約に適用される利用規約です。

本製品のサポートサービスと保守サービスに関する特典（以下、「本特典」といいます）の利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。

本特典の利用を希望するお客様は、本規約に同意した場合、本規約の個別の条項についても同意したものとみなされます。

また、本規約に同意した場合は、弊社のホームページ等の同意画面において同意する旨のボタンをクリックした場合の他、同意画面の用意がない場合は利用規約が表示された後にインストールした場合や使用した場合を含むものとします。

### （契約目的・本製品・本特典等）

- 第 1 条 弊社製品の契約目的は、弊社の提供する取扱説明（以下「仕様」といいます）に従って、法令に基づく、税務書類の作成、財務書類の作成、会計帳簿等及びその他の書類を、書面または電磁的記録によって作成し、提出することができる製品をお客様に提供することとします。
2. 本特典の利用を希望するお客様が JDL IBEX 給与 II とともにマイナンバー管理を利用している場合、本特典はマイナンバー管理を含む本製品に対して提供されます。
  3. 本特典中のサポートサービスに関する特典は、本製品の使用条件を定めた「JDL IBEX（パッケージ（CD 提供）版）製品に関するソフトウェア使用許諾契約書」に附属する「操作、設置・初期設定に関するサポートサービスの特約」第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のサポートサービスの提供条件について更に特約を定めたものであり、本特典中の保守サービスに関する特典は、「JDL IBEX（パッケージ（CD 提供）版）製品に関するソフトウェア使用許諾契約書」第 6 条第 3 項の弊社の定め（有償の都度契約）と同条 2 項の保守サービスの内容について特約を定めたものです。本特典に該当するこれらの特約内容以外は、元の条項等に従うものとします。
  4. 本特典は、個人事業者を含む事業者向けサービスです。そのため、本特典を利用できるお客様は事業者とし、かつお客様が事業としてまたは事業のために利用する場合に限り本特典を利用できるものとします。また、お客様が営業活動に関連のない個人のために本特典を利用することはできないものとします。
  5. 本特典の利用は、日本国内に限定します。

### （サポートサービスに関する特典の内容）

- 第 2 条 サポートサービスに関する特典の内容は、本規約に定める利用料金で、本契約の成立年月日から契約期間満了日までの期間、20 案件（20 インシデント）までのサポートサービスを利用できることとします。但し、電話の方法で利用する場合は、1 インシデントに関する通話開始から通話終了までの継続した時間中の通話開始から 20 分までの時間に関するサポートサービスを本特典で利用できるサポートサービスとします。また、本特典の利用契約（以下「本契約」といいます）が更新された場合、サポートサービスに関する特典は、更新後の契約期間でも同様に利用することができて、その後の更新についても同様とします。
2. サポートサービスに関する特典の内容に含まれない 20 案件を超えるサポートサービスや電話の方法で利用する場合の通話開始から 20 分を超えた以降の通話終了に至る時間までのサポートサービスについては、「操作、設置・初期設定に関するサポートサービスの特約」第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に従って

料金を算定し、本規約に定める利用料金とは別に、利用のための料金の支払を必要とします。

### (保守サービスに関する特典の内容)

- 第3条 保守サービスに関する特典の内容は、本契約の成立年月日から契約期間満了日までの期間に弊社が本製品に対して保守サービスを提供する場合、本規約に定める利用料金で当該保守サービスの提供を受けることができること及びこの場合の保守サービスには、本製品の改良等によるバージョンアップ（以下、「バージョンアップ版」といいます）の他、大幅な機能改善にいたるリニューアル（以下「リニューアル版」といいます）まで含むこととします。また、本契約が更新された場合、保守サービスに関する特典は、更新後の契約期間でも同様に受けることができ、その後の更新についても同様とします。
2. 保守サービスの提供方法は、バージョンアップ版またはリニューアル版のパッケージ（CD 提供）を送付する方法の他、ソフトウェアのダウンロードによる場合もあります。ダウンロードによる場合は、お客様のコンピュータ画面に通知を表示するとともにメールを送信して保守サービスの提供を通知します。
  3. 本製品の保守サービスは、弊社が必要であると判断した場合に提供されます。本特典は、本契約の成立年月日から契約期間満了日までの期間または更新後の契約期間において、バージョンアップ版もしくはリニューアル版の提供が必ずあることまで保証するものではないものとします。
  4. 本製品の保守サービスは、弊社の都合で終了する場合があります。本特典は、本契約の成立年月日から契約期間満了日までの期間または更新後の契約期間において、本製品の保守サービスが提供終了とならないことを保証するものではないものとし、本製品の保守サービスが提供終了となった場合も本規約に定める利用料金の精算や返金はないものとします。
  5. バージョンアップ版またはリニューアル版の使用には、改めて別途、JDL IBEX（パッケージ（CD 提供）版）製品に関するソフトウェア使用許諾契約書の同意が必要となる場合があります。また、バージョンアップ版またはリニューアル版には、受領時の検査・通知による仕様不適合を理由とする法令上の履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除はできないものとし、なおこの場合も、弊社は不具合に対応するため、バージョンアップを行う場合があります。
  6. お客様は、バージョンアップ版またはリニューアル版が、お客様の使用する OS を含む基本ソフトウェアあるいはお客様の使用するハードウェアの能力の状態によっては、正しく機能しない結果となる場合があることを予め承認し、かつこれに対して弊社の責任を問わないものとします。

### (契約の締結等)

- 第4条 本特典は、本製品毎に利用を申込みものとします。また、申込に関する諸手続きは、弊社のアイベックス・サポート・クラブホームページ（以下「本サイト」といいます）の案内に従って行うものとします。
2. 本契約は、お客様が本サイトの案内に従って、申込に関する諸手続きを行い、弊社がこれに対する承諾をしたときに成立するものとします。
  3. 本契約が成立した場合、弊社は本契約の成立年月日と契約期間を電子メールによってお客様に通知して報告します。

### (利用料金等)

- 第5条 本契約の利用料金は、契約期間において本特典を利用できる料金とします。お客様は、本契約の更新を含む契約期間毎に、当該契約期間の始まる前までの前払で、弊社に対し、利用料金を支払うものとします。
2. 利用料金の金額は、22,000 円とします。弊社は、お客様の事前の承諾を得ることなく、弊社の判断で利用料金の金額を改定できるものとします。
  3. お客様は、利用料金の支払いに際し、消費税及び地方消費税（以下、総称して「消費税等」といいます）を加算して支払うものとします。なお、消費税等は、消費税法及び地方消費税法で適用される税率によるものとし、税率が変更された場合は変更後の税率によるものとします。

4. 利用料金の支払方法は、クレジットカード払いまたは銀行振込のいずれかの支払方法とします。なお、クレジットカード払いの場合、お客様は、第4条第2項による申込情報送信時に、本サイトの案内に従って利用料金をクレジットカードで支払うよう設定すると、初回の契約期間に対する支払はその場で完了し、更新の際の利用料金の支払いは自動支払いとなります。また、銀行振込の場合、お客様は、初回の契約期間に対する利用料金を、第4条第2項による申込情報送信後の当該送信日の属する月の翌月末日を支払期限として本契約成立前に支払うものとし、本特典を継続利用するため本契約を更新する場合は、第6条第3項第2号第2文後段による場合を除き、更新後の契約期間に対する利用料金を更新前の契約期間満了日までに支払うものとしします。
5. 第1項第2文及び第4項にかかわらず、本サイト上で利用料金の支払いについて異なる案内をしたお客様は、更新を含む契約期間の開始日以降の弊社に登録した所定の日を支払期日とする後払いによる銀行振込または後払いによる口座振替のいずれかの支払方法で支払うものとしします。
6. 弊社指定口座への振込手数料は、お客様の負担とします。
7. 利用料金の支払いについては、クレジットカード払いの場合の「利用明細書」または、銀行振込の場合の「振込依頼書」をもって、領収書に代えるものとし、弊社は領収書を発行しないものとしします。
8. 本特典を利用するために必要な通信機器等の設備費用及び本特典の利用に伴って生じる電話料金等は、お客様の負担とします。

#### (契約期間等)

- 第6条 本契約の初回の契約期間は、第4条第3項の本契約の成立年月日を契約期間の開始日とし、当該開始日の属する月の翌月1日から起算して1年を経過した日を契約期間の満了日とする期間とします。
2. 本契約が第3項各号に基づいて更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の初回の契約期間満了日の属する月の翌月1日から1年間とし、その後の更新についても同様に、更新前の契約に関する契約期間満了日の属する月の翌月1日から1年間とします。
  3. 契約期間満了時の本契約の更新に関する取扱いは、お客様の支払方法に従って次の通りとします。
    - (1) 第5条4項のクレジットカード払い、第5条第5項の口座振替及び第5条第5項の銀行振込の支払方法を利用するお客様の場合、本契約は契約期間満了により自動的に更新されます。
    - (2) 第5条4項の銀行振込の支払方法を利用するお客様の場合、契約期間満了日までに次の契約期間に対する利用料金の支払いがない限り、本契約は当該契約期間満了日をもって自動的に終了となります。お客様は本契約を終了せずに更新する場合、契約期間満了日までに次の契約期間に対する利用料金を前払いするか、または、契約期間満了日の属する月の翌月1日から1か月以内に利用料金を後払いして本契約を契約期間満了日の属する月の翌月1日まで遡及させるものとしします。

#### (弊社の責任)

- 第7条 弊社は請求原因のいかににかかわらず、入力データの消失、破損等、本特典の保守サービス、サポートサービスに起因してお客様に生じた、通常の損害、特別の事情による損害（損害発生につき弊社が予見すべきであった場合を含むものとしします）、逸失利益及び第三者からの賠償その他の請求による損害について、一切責任を負わないものとしします。
2. 前項の規定は、弊社に故意または重過失がある場合には適用しないものとしします。
  3. 本契約のもとにおいて弊社が損害賠償責任を負う場合、弊社は仕様どおりでないと判断した症状の発生源となった本特典による当該本製品に対する当該保守サービスまたは当該サポートサービスについて、本特典の利用料金となる22,000円に相当する額を限度額として賠償責任を負うものとしします。

#### (お客様による解約)

- 第8条 本契約は、契約期間（更新後の契約期間についても同様とします）の途中で解約できないものとしします。

また、お客様から解約の申し入れがあった場合も利用料金の精算や利用料金の返金はないものとします。

2. 第6項第3項第1号による本契約の自動更新は、契約期間満了日の1ヵ月前までに、お客様から本サイトの案内に従った解約手続きがあった場合、本契約は自動更新されずに契約期間満了日をもって終了するものとします。

#### **(通知)**

- 第9条 弊社からお客様への通知は、本サイトへの掲載または第4条第2項の諸手続きにより提供された電子メールアドレスに対して電子メールを送信する方法その他弊社が定める方法によって行うものとします。
2. 弊社がお客様に対し、前項の通知を行った場合お客様は当該通知を受領したものとみなします。

#### **(本特典・本規約等の変更)**

- 第10条 弊社は、お客様の承諾なしに、いつでも、本特典及び利用料金を含む本規約の一部または全部の内容を変更することができるものとします。

#### **(本特典の一部または全部の廃止)**

- 第11条 弊社は、お客様の承諾なしに、本特典の一部または全部を何時でも廃止できるものとします。
2. 本特典の一部または全部を廃止する場合、廃止前の弊社が相当と判断する期間に、お客様に対して通知を行います。
  3. 弊社が予期し得ない事由、法令の改廃、天災等のやむを得ない事由で廃止する場合において、相当期間前の通知が不能な場合であっても、弊社は可能な限り速やかにお客様に対して通知するものとします。
  4. 本条に定める手続きに従って通知がなされたとき、弊社は本特典の廃止の結果について何ら責任を負わないものとします。

#### **(合意管轄)**

- 第12条 本特典に起因して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所（簡易裁判所）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **附則**

本規約は、令和2年3月16日から実施します。

改定実施 令和2年10月1日

以上

【20116】